

橋処理センター維持管理情報

平成25年9月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	4844.15
	2号炉	可燃性混合廃棄物	停止中
	3号炉	可燃性混合廃棄物	停止中

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ^{※1}に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成25年9月1日 ~ 平成25年9月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 ^{※2}	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	炉出口	894	800°C以上
	2号炉	—	停止中	
	3号炉	—	停止中	
集じん器に流入する ^{※3} 燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん機器入口	224	おおむね 200°C以下
	2号炉	—	停止中	
	3号炉	—	停止中	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	集じん機器出口	9.3	100ppm以下
	2号炉	—	停止中	
	3号炉	—	停止中	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	運転中のため未実施
	2号炉	平成25年6月に実施済みのため未実施
	3号炉	平成25年7月に実施済みのため未実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	運転中のため未実施
	2号炉	平成25年6月に実施済みのため未実施
	3号炉	平成25年7月に実施済みのため未実施

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目	対象	測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果の得られた年月日	
		採取した年月日		得られた年月日	
	1号炉	平成25年8月28日 (ダイオキシン類) 平成25年9月30日 (ダイオキシン類以外)		平成25年9月30日 (ダイオキシン類) 分析中 (ダイオキシン類以外)	
	2号炉	9月分測定なし (ダイオキシン類) (ダイオキシン類以外)		9月分測定なし (ダイオキシン類) (ダイオキシン類以外)	
	3号炉	9月分測定なし (ダイオキシン類) (ダイオキシン類以外)		9月分測定なし (ダイオキシン類) (ダイオキシン類以外)	
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	1号炉	集じん機器出口	0.00000084	1.0ng-TEQ/m ³ N	
	2号炉	—	9月分測定なし		
	3号炉	—	9月分測定なし		
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果		基準値
硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)】	1号炉	集じん機器出口	分析中	【42.15m ³ N/h】	
	2号炉	—	9月分測定なし		
	3号炉	—	9月分測定なし		
ばいじん濃度 (g/m ³ N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	集じん機器出口	分析中	0.04g/m ³ N	
	2号炉	—	9月分測定なし		
	3号炉	—	9月分測定なし		
塩化水素濃度 (mg/m ³ N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	集じん機器出口	分析中	550mg/m ³ N	
	2号炉	—	9月分測定なし		
	3号炉	—	9月分測定なし		
窒素酸化物濃度 (ppm) (O ₂ 12%換算)	1号炉	集じん機器出口	分析中	300ppm	
	2号炉	—	9月分測定なし		
	3号炉	—	9月分測定なし		

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。

※3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度は、集じん器の性能上の理由から230°Cに設定。

(煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は、平成22年度公表値0.0011ng-TEQ/m³N)